

憲法原則を踏みにじる

「戦争法制」に 反対します

「ねえ、先生、僕たち戦争に行かなくちゃいけないの？」
子どもたちが、不安な眼で問いかけてきます。

安倍政権は、国民の大きな反対、懸念、不安の声を押し切って、「戦争法制」を閣議決定し、国会に提出しました。

憲法原則を踏みにじる「戦争法制」に、「教え子を再び戦場に送るな！」をスローガンとして掲げ続けてきた教職員組合として、断固として反対します。



全日本教職員組合(全教)／教組共闘連絡会／全国高校組織懇談会

連絡先 全日本教職員組合 〒102-0084東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階
TEL: 03(5211)0123 FAX: 03(5211)0124

「戦争法制」は、海外派兵を 「いつでも」「どこへでも」可能にします

「戦争法制」関連法案は、1つの新しい法律案「国際平和支援法案」と10の法案をひとまとめにした「平和安全法制整備法案」から成っています。「平和」「安全」とは名ばかり。自衛隊の海外派兵を「いつでも」「どこへでも」可能にする「戦争法制」です。

新法の「国際平和支援法」は、海外派兵を「いつでも」可能にする「海外派兵恒久法」で

す。「何らかの国連決議」があれば、アメリカ軍主導のあらゆる多国籍軍への自衛隊の派兵を、政府に白紙委任するための法案です。

また、一括法案では、これまでの「周辺事態」の概念を取り払い、「我が国の平和と安全に影響を与える事態」があった場合には、日本周辺だけでなく「どこへでも」海外派兵できるようにします。

「戦争法制」により「殺し殺される国」に

自衛隊が派兵される地域には、「非戦闘地域」という限定はありません。現に戦闘がおこなっている戦闘現場でなければいいというものです。戦闘行為に巻き込まれる危険が格段に高まります。

PKO法(国際平和協力法)を改定し、「安全確保活動」を位置づけ、「警護」任務を創設しようとしています。「安全確保活動」の内容は、

停戦監視や治安維持で、任務遂行のための武器使用まで認められています。治安維持活動の名のもとで、妨害勢力を鎮圧するために武器を使用し、海外に派兵された自衛隊が、「撃たれていないのに撃つ」という今までにない状況がつけられてしまいます。自衛隊にも、相手国の人たちにも犠牲が出るのが予想され、日本が「殺し殺される国」になってしまいます。

海外派兵が「武力攻撃」を招く

今までの法律では、武力行使できるとされていたのは、「武力攻撃事態」に限られていました。しかし、「戦争法制」では、「存立危機事態」という概念が加わっています。そこで言う「我が国と密接な関係のある他国」とはアメリカ及びその同盟国のことです。

日本が武力攻撃されていないのに、アメリカの起こした戦争に参戦することになります。相手国にとっては当然、日本も対戦国となります。集団的自衛権を行使して武力行使することにより、かえって「武力攻撃」を招きかねない事態につながってしまいます。

武力攻撃事態：「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」

存立危機事態：「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」

「有事法制」の発動で、「銃後の社会」に

「戦争法制」は、自衛隊を海外に派兵するだけではありません。実は、国民一人ひとりを戦争に巻き込むものです。日本が相手国から反撃されるおそれがあれば、政府は、「武力攻撃事態」を認定して、「有事法制」が発動されることになります。

「有事法制」では、防御陣地構築のために土地・建物等の収用がおこなわれ、建設業者が動員されます。物資の輸送のために輸送業者、野戦病院のために医療関係者が動員されます。ゲリラやテロが想定される原発周辺では、住民の避難も開始されます。国民に保障されるべき基本的人権が制約されます。公務員はそのための仕事をさせられることになるのです。

「戦争する国」に国民が根こそぎ動員される「銃後の社会」が作り出されることになります。

「戦争する国」を支える 人づくりとしての安倍「教育再生」

「銃後の社会」では、本来子どもたちの豊かな成長発達を保障するはずの学校も、「銃後の学校」になってしまいます。教育の目的が、「一人ひとりの人格の完成」から「戦争する国」を支える人材づくりへと変質させられます。

すでに、首相官邸におかれた教育再生実行会議が主導して安倍「教育再生」がすすめられています。「特別の教科道徳」で特定の価値観をおしつけ、「愛国心」の評価までおこなおうとしています。また、教科書検定の基準を変えて、日本の過去の侵略戦争を「大東亜戦争」などと表記し、歴史の事実をゆがめる教科書まで、子どもたちに手渡そうとしています。

日本には憲法9条があります

戦後、アジア・太平洋戦争における甚大な被害体験と、アジア諸国民への深刻な加害への反省から、「もう二度と戦争はしない」との国民の願いが、憲法9条に結実しました。

1947年に、当時の文部省が発行した「新しい憲法のはなし」には、9条の理念を「世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」と書いています。

そのことは、戦後70年の歴史が示しています。憲法9条の理念を実現しようとする国民の努力が、平和の国として日本の国際的信頼を高めてきたのです。



「子どもたちを戦場に送らない」の 教職員の意思を示そう！

憲法と子どもの権利条約にもとづいて、私たちは、子どもたちとともに、平和な未来をつくるための学びを積み重ねてきました。憲法原則を踏みにじる「戦争法制」の強行成立がねらわれる今こそ、「子どもたち

を戦場に送らない」との教職員の意思を示しましょう。「戦争する国」ではなく憲法9条をいかに「平和を広げる国」を子どもたちに手渡そうとの教職員の願いを一緒に広げていきましょう。

「戦争する国」ではなく **憲法9条をいかし** 「平和を広げる国」に